

鳥取県公報

昭和二十七年四月十五日 火曜日
第二千三百三号

本書ノ大キサハ 定規格▲五判

條例

鳥取県監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十七年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第十九号

鳥取県監査委員条例の一部を改正する条例

鳥取県監査委員条例（昭和二十三年六月鳥取県条例第四十号）の一部を次のよう改正する。

第二條に次の一号を加える。

十二 地方自治法施行令第一百七十一條第一項の規定により県以外の者が行う公金の取扱いに關し監査すること。

第六條中「知事」を「知事、選舉管理委員会、公安委員

農業委員會告示

農地等交換分合計画の認可

△正誤

昭和三十七年三月監査公告第六十六号、第六十七号及び第六十九号中訂正
昭和二十七年三月鳥取県規則第十六号中訂正

会、教育委員会その他法令又は條例に基く委員会又は監査を行おうとする機関若しくは団体の長」に改める。

第八條中「知事」を「知事、選舉管理委員会、公安委員会、教育委員会その他法令又は條例に基く委員会又は監査を行おうとする機関若しくは団体の長」に、「關係ある県の職員」を「關係者」に改める。

第十條中「第六号」を「第七号」に改める。

第十二條第一項中「第十條」を「第十條の二」に改める。

第十六條を次のように改める。

第十七條 削除

第十八條を次のように改める。

第十八條 委員の事務を補助させるため、監査委員事務局（以下「事務局」という。）を設け、事務局長及び監査委員書記その他必要な職員を置く。

附 則

この條例は公布の日から施行する。

鳥取縣職員定数條例の一部を改正する條例をここに公布

する。
昭和二十七年四月十五日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣條例第二十号

鳥取縣職員定数條例の一部を改正する條例
鳥取縣職員定数條例（昭和二十四年八月鳥取縣條例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二條第四号中「書記四人その他の職員三人計七人」を「事務局長一人書記（事務局長を除く）四人その他の職員四人計九人」に、同條第九号中「吏員相当職員（事務局長を除く）八人」を「吏員相当職員（事務局長を除く）九人に「その他の職員四人」を「その他の職員五人」に「計一三人」を「計一五人」に改める。

附 則

この條例は、公布の日から施行する。

知事、副知事等給与條例の一部を改正する條例をここに公布する。

第一條 前條の地方事務所の位置、名称及び所管区域は別表のとおりとする。

第三條 この條例の施行につき必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この條例の施行期日は、規則で定める。

2 地方自治法施行規程第十三條の規定により、地方自治法第一百五十五條第一項及び第四項の規定による

鳥取縣條例で設けたものとみなされた地方事務所の位置、名称及び管轄区域は、この條例の施行の日に廃止する。

この條例は、公布の日から施行する。

鳥取縣地方事務所設置に関する條例

昭和二十七年四月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一條 知事は、その権限に属する事務を分掌させるため、地方事務所を設ける。

鳥取縣條例第二十二号

位 置	名 称	所 管 区 域
鳥 取 市	東部地方事務所	岩美、八頭郡、氣高郡
東伯郡倉吉町	中部地方事務所	東伯郡
米 子 市	西部地方事務所	西伯郡、日野郡

鳥取縣身體障害者更生指導所設置條例をここに公布する。

昭和二十七年四月十五日

この條例の施行期日は、規則で定める。

附 則

鳥取縣身體障害者更生指導所設置條例

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

規 則

00153

(目的)

第一條 鳥取縣身體障害者更生指導所（以下「更正指導所」という）は、身體障害者の相談に応じ、必要な訓練と生活指導を行うことを目的とする。

(設置)

第二條 身體障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十七條第二項及び第二十九條により更生指導所を鳥取市に設置する。

(職員)

第三條 更生指導所に所長及び所員若干人を置く。

(施行規定)

第四條 この條例の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

00154

四 債還不良者の強制回収に関する事項

五 更生資金利用者の育成指導に関する事項

六 その他更生資金に関する事項

(組織)

第二條 審議会は、委員十人以内で組織する。

第三條 審議会の委員は、学識経験ある者の中から知事が委嘱する。

2 委員の任期は、一箇年としこれに欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長) 第四條 審議会に委員の互選による会長を置く。

2 会長は、会務を総理し會議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、会長のあらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(會議及び議決)

第五條 審議会の會議は、会長が招集し、会長が會議の議長となる。

2 審議会は、委員半数以上の出席がなければ會議を開

- き議決することができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- (庶務)
- 第六條 審議会の庶務は、民生部厚生課において処理する。
- 第七條 この規則に定めるもの以外、審議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。
- (附 則)
- この規則は、昭和二十七年四月二十日から施行する。

告 示

△鳥取縣告示第百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十條第一項（第九十五條第三項において準用する場合を含む。）

の規定により土地改良区の設立並びに農業協同組合の行う土地改良事業及び数人が共同して行う土地改良事業の開始について、別表のとおり昭和二十七年三月三十一日

認可した。

昭和二十七年四月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

別表

土地改良区設立

住申	請所	氏人名	土地改良区の名称
岩美郡面影村大桟	稻垣	正義外十七名	乙塙第二土地改良区
" 津ノ井村桂木	石河千太郎外十五名	津ノ井村 "	
" 大岩村岩本	大岩村大口 "		
" 本庄村恩志	山本 正家外十七名	本庄村恩志 "	
" 大茅村石井谷	池田 幸治外十四名	大茅村石井谷 "	
" 鳥取市富安	有本健太郎外十四名	鳥取市富安第二 "	
" 八頭郡国英村高福	梶川弥一郎外十四名	國英村山手 "	
" 八上村天神原	樋口 国雄外十五名	八上村千間 "	
" 下私都村山ノ上	横野 栄治外十四名	下私都村山ノ上 "	
" 西郷村弓河内	堀田勇太郎外十六名	西郷村下原井手 "	

船岡村坂田	大橋雅太郎外十五名	船岡村坂田 "
河原町長瀬	上田 米治外十四名	河原町長瀬 "
中私都村篠波	岡嶋 宣章外三十二名	中私都村篠波 "
集村福井	垣田 牛藏外十四名	隼村福井 "
氣高郡大郷村大畑	岡本 繁美外十四名	大郷村大畑 "
吉岡村長柄	高橋 基藏外二十名	青谷 "
湖山村	上山雄次郎外二十一名	湖山村白浜 "
瑞穂村重高	稻村 福惠外十五名	吉岡村長柄、瀬田藏 "
勝谷村今市	村上 芳雄外十五名	瑞穂村二本木 "
日置村小畑	西浦 傳藏外十四名	勝谷村今市 "
成美村出上	中林 政光外十六名	日置村小畑 "
東伯郡下北條村下神	佐迫 康治外十七名	北條川 "
山守村明高	日野 麻義外十五名	山守村カウモ井手 "
由良町由良宿	河本貞勝 外十四名	由良町湯谷 "
花見村門田	前田 常盛外十四名	花見村門田 "
東郷松崎町小鹿谷	山下 茂外二十名	東郷松崎町小鹿谷 "
倉吉町福守	池田 栄外十四名	倉吉町福守 "

00157

西伯郡所子村所子

成寒村古市

淀江町

日野郡日光村西成

山上村茶屋

福榮村神福

二部村畠地

別表(二)

農業協同組合が行う土地改良事業

西伯郡大國村原

別表(三)

数人が共同して行う土地改良事業

組合長 生田 正雄

大國村農業協同組合

申

請

所

氏

人

名

農業協同組合の名称

岩美郡米里村越路

横川 豊藏外二十五名

米里村越路土地改良事業共同施行

福部村湯山

飼牛喜代雄外十二名

福部村湯山

00158

◇鳥取県告示第二百九十九号

鳥取県国民健康保険委員会規程（昭和二十七年七月鳥取県告示第五百七十九号）は廃止する。

昭和二十七年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県知事 西 尾 愛 治

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八條
第九項の規定により、湖山村白浜土地改良区より次のように理事の氏名及び住所の届出があつた。

昭和二十七年四月十五日

◇鳥取県告示第二百号

鳥取県知事 西 尾 愛 治

00159

山根 幸一
大久保 豊
星見 重藏
小松 元治
山本 秀雄
大井 久夫
山根 義治

上野 清吉
柄谷 英雄
森下 義雄
鳥羽 政美
鈴野 久嘉
山根 清治
影井 善藏

鳥取県知事 西 尾 愛 治

たな土地改良事業を行うための認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画につき詳細に審査を行つた結果、当該申請を適当と決定した。よつて同法第四十八條第五項において準用する第八條第四項及び土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第三十九條において準用する第十六條の規定により次のとおり公告する。

昭和二十七年四月十五日

00160

山根 幸一
大久保 豊
星見 重藏
小松 元治
山本 秀雄
大井 久夫
山根 義治
上野 清吉
柄谷 英雄
森下 義雄
鳥羽 政美
鈴野 久嘉
山根 清治
影井 善藏

◇鳥取県告示第二百一号
土地改良法（昭和二十四年法律百九十五号）第四十八條
第一項の規定により、下中山村中井手土地改良区より新
三、 縦覽の場所
　　東伯郡下中山村役場
四、 異議の申立
利害関係人において公告に係る決定に對して異議
があるときは、縦覽期間満了後十日までに知事に
申し立てること。

◇鳥取県農業委員会告示第五号

土地改良法（昭和二十四年法律百九十五号）第九十八條の規定により、岩美郡大岩村外十六箇町村（地区）農業委員会より申請のあつた農地等交換分合計画を次のように認可した。

昭和二十七年四月十五日

農業委員会告示

◇鳥取県農業委員会告示第五号

土地改良法（昭和二十四年法律百九十五号）第九十八條の規定により、岩美郡大岩村外十六箇町村（地区）農業委員会より申請のあつた農地等交換分合計画を次のように認可した。

鳥 取 県 農 業 委 員 会

申 請 年 月 日

認 可 年 月 日

農業委員会名

昭和二十七年三月二十八日

昭和二十七年三月三十一日

岩美郡大岩村農業委員会

八頭郡智頭町

八頭郡智頭町

氣高郡宍木村

逢坂村

東郷村

松保村

東伯郡南谷村

北谷村

三月二十七日

三月二十八日

三月二十九日

三月二十五日

00161

倉吉地区

小鴨地区

中北條村

西伯郡五千石村

成実村

富益村

幡鄉村

三月二十二日
三月二十五日

正誤

昭和二十七年三月十五日鳥取縣公報號外監查公告第六十六號中誤植があるので次のように訂正する。

頁段行誤

正

人物

人的

債權

債權

宇部野村

宇倍野村

完璧

完璧

收内金

收入金

早急

早急

（診療料）

（診療料）

下

正

上

正

四

正

七

正

一〇

正

一四

正

一七

正

二二

正

00162

昭和二十七年三月十五日鳥取縣公報號外監查公告第六十七號中誤植があるので次のように訂正する。

昭和二十七年三月十五日鳥取縣公報號外監查公告第六十九號中誤植があるので次のように訂正する。

頁段行誤

正

上

正

三

正

主要食糧集荷委託金五三六千円

正

農地等對価處理費委託金五七七千円

正

（小型船底びき……）

正

（許可証の譲渡の禁止）

正

（許可証の譲渡等の禁止）

正

許可を受けた者が

正

許可を受けた者は

正

公布する

正

許可する

正

00163

五	五	六	六	八	九	九	二	三	一	一	一	一
上	下	下	下	上	上	上	上	上	表中	表中	一七	一八

與	聽	與	一〇	九	九	各号一	一〇	九	最高度	與	聽	与
手繩	第三種漁業のうちえびけた網漁業	手繩	第三種漁業のうちえびけた網漁業	手繩	第二種漁業	手繩	第二種漁業	手繩	第三種漁業	手繩	与	各号の一

小	小	型	型	第	第一	船	船	与	シリンダーア内徑	与	各号の一
型	型	型	型	第一	号	總	總	シリンダーア内徑	第三十七條の規定に	シリンダーア内徑	第三十七條の規定に

與	聽	與	一〇	九	九	各号一	一〇	九	最高度	與	聽
手繩	第三種漁業のうちえびけた網漁業	手繩	第三種漁業のうちえびけた網漁業	手繩	第二種漁業	手繩	第二種漁業	手繩	第三種漁業	手繩	与

昭和二十七年四月十五日印刷
昭和二十七年四月十五日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

行 烏 取 縣 鳥 取 市 東 町
鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町
鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町
鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町
鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町
鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町
鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町

印刷所